



労働協約に関する会社との争点

本年3月18日、全労組とMYレディスユニオンはそれぞれ臨時大会を開催し、レディスユニオンは組織を解散、同日付で組合員全員が全労組に加入しました。

したがって法的には、全労組は従来通り存続しており、合併により新しい団体が誕生したわけではありません。

全労組が会社と締結している労働協約は新加入者にも当然適用されることとなります。

ところが全労組の組織強化が実現したことに腹をたてた会社は、営業職員の組合加入は労働協約違反であるとして、一切の交渉を拒否しています。

そもそも誰を組合員にするかは組合の自由で、会社が干渉すべきことではありませんが、松尾社長以下経営陣は組合無視 → 弱体化という違法行為を執拗に続けています。

金融庁から二度にわたる業務停止命令処分を受けた原因は当社の違法体質を問われたものですが、相も変わらぬ振る舞いは反省の念がないということです。

皆さん！！不当労働行為を続ける永瀬審議役と、

それを指示している松尾社長・高橋人事部長の責

任を追及しようではありませんか。

会社は

- 組合の春闘要求書に回答せず
- 交渉に応じず
- 新組合員の組合費チェックオフを拒否
- 労働協約違反と主張するだけで、その根拠を一切説明しない
- 営業職員出身の高橋委員長を認めようとせず、委員長あての文書を提出しない
- 永瀬審議役は、わけのわからぬ私的文書をこそこそと書記長にだけ送って時間を稼ぎ、組合を活動停止状態に追い込む

このような卑劣な行為が許されるのであれば、日本の総ての労働組合は存続できなくなります。

全労組の組合員の範囲・・・現行協約第4条で、組合員は会社

の職員でなければならないと記されています。しかし、覚書第1条(2)で**職員から退職した者**も組合員にすることが出来ます。

全労組は結成の経緯から総合職を構成員としていましたので営業職員に関する記載はありませんでしたが、レディスユニオンの加入により、組合員の範囲が拡大したわけですから、**営業職員を明記**すべく会社に交渉を申し入れています。会社は未だ交渉に応じていません。

交渉に応じないという態度は、会社自身が協約に違反するもので、良好な？労使関係を自ら破壊しているのです。